

【重要】土日祝・時間外受診時の預り金に関するお知らせ

平素より当院の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026 年度（令和 8 年度）以降の診療報酬改定ならびに近年の医療費制度の変更に伴い、2026 年（令和 8 年）8 月診療分より、土日祝日および時間外に受診される際の預り金を「10,000 円（一律）」に変更いたします。

受診される皆様にはご負担とご面倒をおかけいたしますが、適正な医療費算定および事務手続きの円滑化のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定内容

対象：土日祝日および時間外に受診される方

改定前：5,000 円

改定後：10,000 円

適用時期：2026 年（令和 8 年）8 月 1 日（土）以降の診療分から

2. 精算について

お預かりした金額と実際の診療費の過不足につきましては、翌営業日以降に当院よりご連絡いたします。

差額が発生した場合は、後日ご返金（または追加のご請求）の手続きをご案内いたします。

【参考・根拠】

- ・診療報酬改定による医療費点数の見直しや、高額療養費制度の自己負担限度額の変更等を踏まえ、窓口での一時的な過不足リスクに対応するための措置となります。
- ・関連する省令や厚生労働省の通知等においても、保険診療における適正な窓口徴収・精算の徹底が求められております。